

新実祥悟

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして一般質問させていただきます。

1、指定管理者選定について、お尋ね致します。

(1)平成21年度の選定対象施設について

指定管理者制度が導入され、本年度で4年目を迎えました。また、本年度は第1期の選定施設のうち13施設が更新されました。この間、他市町と同様、本市におきましても導入の是非を問われる事実がありました。忘れないようにあえて口に出しますが、市民会館の管理者が破綻するというものです。これについては、当局の皆さまが一丸となり、歯を食いしばって乗り越えてきたことは承知するものであります。今では多少の問題点は残されているかもしれませんが、市民サービスの向上と経費節減に、指定管理者制度が寄与していることは明らかです。そこで

ア、新規の対象施設についてお尋ね致します。

蒲郡市集中改革プランでは、平成22年から指定管理者制度を導入する施設として「ひめはる荘、養護老人ホーム、清幸園、下水道浄化センター、博物館」となっています。予定通り指定管理者を募集していくかどうかお尋ね致します。

総務部長

来年度の指定管理に向けて、新規の予定はございません。

新実祥悟

集中改革プランに載っているはずなんですけど、まあ簡単に「それはない」というお答えなんですけど、なぜこの集中改革プランにのっているのにそんな簡単にないといえるのかなんですけどねえ。何かそれぞれに理由があるのではないかと思うのですが、もし理由をご答弁できるのならおっしゃっていただければと思います。

総務部長

まず、これらの5つの施設でございますが、所管課においてこれまで検討をしてみりました。

ひめはる荘についてでございますが、利用者数の減少をしているというふうなこともあって、平成21年度(今年度)において廃止に向けた検討をしたいということで見送っております。

養護老人ホームでありますけれども、昨年度末に、暖房設備の温水配管が漏水を致しました。それを調査したところ、施設の配管ですとか、トイレの排水

管等に予想以上の老朽化というものが発見され、改修手続きを進めていかなければならないということとあわせて、今後長期的に養護老人ホームの在り方というものを整理するということもあって、来年度の導入は見送ったということでございます。

清光園であります、施設そのものが蒲郡市の施設ではなくて、幸田町との一部事務組合の施設でございます。そこには組合の職員が一人おりますので、メリットは少ないということ、それから指定管理者制度について、職員もおりますので、それでやればいいのかというふうなことがあって導入しないということとしております。

下水道浄化センターであります、3月定例会の経済委員会でご説明もいた。それで、包括管理委託制度というものを導入することとして、指定管理に変わって実施していくと、こういうことでございます。

博物館であります、博物館の業務そのものが、指定管理者制度にそぐわないのではないか、また、経費の削減ということも期待できないというふうなこともあって、導入しないということとしております。

新実祥悟

概ね、わかったところも、再度質問したいなぁと思うところもございます。

ひめはる荘については、実際、利用実態や施設の現状からして、廃止して利用者様へのより良い対応ということを考える、こういった対応ですとか、配慮を考えた方がよいということは私も理解致しますし、これにつきましては、了解するものであります。もちろん今年度それを検討するというところで、「いつから廃止か？」というお話はありませんが、指定管理者を決めてすぐその後廃止ということになると、これはまた混乱の元になりますので、まぁ当然かなあというふうに思います。

次に博物館についてですが、こちらはやはり貸し館業務だけではなくて、史跡の調査などもある、というふうで聞いております。私も、実際には史跡の調査というのが、「どういうふうに行われて」「どんな手間がかかって」ということがわからないところがあるのですが、そういった中で「メリットがない」といわれれば確かにメリットがない、「そこに職員さんを残す」といわれれば、確かに残すのかなあ、というふうにも思いますので、なかなかできないところもあるのかなあというふうには感じているところです。ただ、今後、施設の統廃合ですとか、事務の集約をする議論の中で、やはり博物館についても「どうしていくか」ということを議論していかなければならないと、このようには考えております。ですから博物館につきましては、今後の課題ということにさせていただければありがたいなぁと思っています。

次に、養護老人ホームについてですが、こちらは「配管等の修理があって、なかなか難しいんだ」というお話がありました。ただ、この配管の修理がもし本年度できたとしたら、指定管理のほうにあげるかどうか、もしかしたらあげるのではないかと、というような気もするんです。で「それもだめだよ」というお話でしたら、「じゃあ何でだめなの」ということなんですが、やはりほかの施設にやっていただける行務、部分という印象を私も受けていますので、ほかにもお願いするようなことになるのか、その辺も含めてお尋ね致します。

市民福祉部長

私どもは、指定管理を一切やらないという判断ではなくて、たまたま今年の3月にこうした自体が発生したものですから、それで何にしてもまずは、その配管をやめて、実はエアコンみたいな形で対処しようというふうな考え方はもっておるのですが、一年かけて存廃も議論に含めますが、一応どうして行くかということを一一年かけて研究をしたいということでもありますので、今ここではできないが、というふうに、ご理解いただければと思います。

新実祥悟

今後の課題というお話でした。ただ、これまで4年間、あるいはこの集中改革プランを立ててからもう5年になると思うんですね、こういう中で「当然しっかりと議論してこなければならなかった点でもあったのかなあ」というふうに思います。それとプラス設備の老朽化によって、なかなか出せないというふうなお話ですので、これはほんと、この一年しっかりと考えていただきたいと思います。

次に、清幸園についてですが、これもすでに集中改革プランに載せる段階で、組合形式でやっておることも、それから職員さんがお見えになることも、いろいろなことをわかっておりながら、あげておるわけですよ。じゃあそれがわかっておりながらあげたということは、この4年間でどうするかということもしっかりと議論して、それで「できる」「できない」ということが決められていくのかなあと思うのですが、単純にその当初挙げた時点でわかっておったことを理由にして今回「できません」というと、なかなか納得できるものじゃないんですよ。ですから、「ほかの契約的な問題があってできないんだ」とか「何かあるのかなあ」と、ほんととはどんな理由でできないのか、ちょっとご答弁いただければありがたいと思います。

産業環境部長

今、議員さんご指摘のように、「どうして当時こんなのをあげちゃったのかな

あ」というのは今の担当として思います。まあ一部事務組合でございますし、幸田町の意見を聞いておるかどうか、というのもよくわからないうちにあがっておりますけど、それとは別に、大きく今、施設の運営方法を変更する大規模な改築工事を進めております。すでに委託している施設の管理運転業務の人件費につきましても大幅に減らしており、特に22年度以降減っていく見込み、見通しもあります。そういうことで当面指定管理を検討する必要はないということも加えて考えております。

新実祥悟

はい、そういった指定管理に出さなくても費用削減はできると、そういったご答弁だったと思います。もちろん指定管理ありきで、私も言っているわけはありませんので、それなりに費用削減して市のためになるという、どっちがいいかと判断した場合に、指定管理じゃないほうがいいよという結論に達したということでしたら、これは了解させていただきたいと思います。

次に、下水道浄化センターについて、3月議会の経済委員会の中で、ご説明がありました。これについて、「民間委託とは何ぞや」ということも含めてもう一度ご答弁いただければありがたいです。

上下水道部長

下水道浄化センターの民間委託については、平成22年度から包括管理委託をすることを、今年度3月議会の経済委員会においてご説明させていただいたところでございます。包括管理委託とはコスト縮減手法の一つでございます。法責任および管理責任を自治体に帰属した状態で委託するものでございまして、受託者は、せいこう委託などの契約責任は問うが、法責任は問わないという業務委託でございます。包括管理委託にする理由と致しまして、国が包括管理委託を推進しておりまして、下水道処理場等の維持管理業務を指定管理者制度で受託できる民間業者が少ないということなどで、包括管理委託制度の導入に変更するという予定にしております。

新実祥悟

はい、概ね了解致します。では、今年度については指定管理を導入する施設はないと、ということだというふうでございました。では、今年度はないということなのですが、集中改革プランが、平成22年度までというふうで聞いているのですが、今後、集中改革プランを改定していくのかどうかも含めてですが、この指定管理にのせる、公の施設というのを増やしていくか、そういったものをのせていくのかどうか、これについてお尋ね致します。

総務部長

予定の中に新しい施設を組み込んでいくかどうか、という話につきましては、今のところ新たに指定管理にしていこうということは考えておりません。

新実祥悟

今の集中改革プランで市民病院ですとか、いろいろな施設が出ておるといことですが「そういったところは考えてないと」・・・また是非、指定管理ありきではないのですが、市の財政状況等を考えた場合「ほんとはやっぱりのせにゃあかんね」というようなものもあるんじゃないかと思います。そこで次の集中改革プランを作る、作らないは別にして、指定管理は指定管理でやっぱりしっかり考えていっていただきたいなあと、こんなふうに思います。まあこれはお話をさせていただくという、それだけにさせていただきます。

今お話ししましたように、集中改革プランに載っている市民病院の経営改善ですとか、小泉、竹中政権での社会保障制度改悪で、達成できなくなったというわけではないと思うのですが、実態に見合った集中改革プランも策定していただきたいなあと、これもあわせてお願いしたいと、こういうふうに思います。次に

イ、契約期間満了に伴う更新施設について、お尋ねします。

3年前と同じ19施設を出し6団体の募集をするかどうかということと、また、指定管理にそぐわない施設があるかないかもあわせてお尋ねします。

総務部長

来年度に向けまして、指定管理を募集する施設につきましては、3年前と同じ数でございます。指定管理にそぐわないというお話ですけども、この3年間をやってきて今のところ、特にそぐわないというものは無いというふうに思っております

新実祥悟

では、このままの通りで、新たに更新していくというご回答だというふうにうけます。それでは、次に

ウ、募集要項の変更について、お尋ねするのですが

たとえば去年の場合、利用料金制に移行したですとか、そういうこともありました。今回はそういったこともあるかないか、それもあわせてお尋ねします。

総務部長

募集要項の変更、利用料金制ということなんですが、今回募集しようという3年前と同じ施設につきましては、特にその利用料金制がなじむような施設がないということもあまして、まずこういった大きな変更はないということでございます。それから要綱等につきましては、それぞれの所管課で実際に指定管理をしてみて、変更すべきところについては直していくということが若干はあるかと思いますが、基本的には同じというふうに思っております。

新実祥悟

はい、募集要項の変更はないということなのですが、それでは次に

(2) 管理状況の検証について、お尋ねします。

指定管理に移行して、管理者が民間の団体がやってくださっているということで、この管理状況の検証ということが非常に重要となっておりますのではないかとと思うのです。で、まず最初に

ア、検証担当課について、お尋ねするのですが、

これについて、基本的には行政課が行っているかどうか、また合わせて検証方法ですとか、頻度ですとか、そういったのはどういうふうになっているかお尋ね致します。

総務部長

検証についてでありますけれども、検証そのものは施設を管理する所管課というふうなことになります。行政課はその報告を受けるといような位置づけになっております。それから、検証の方法とか頻度とかいろいろな問題でありますけど、これは管理をしておる担当課が必要に応じて実施しておるといふうな思っております。

新実祥悟

それぞれの所管課が、検証しておるといことなのですが、

イ、検証結果の取り扱いについて

検証結果の取り扱いというのは、それぞれの所管課が取り扱っておると思いますが、たとえば、募集要項の中に「やりなさい」といようなことが書いてあります。で、それがやれてない場合（あるいは、やれてないだろうなという場合）それぞれの担当課というのは、どういうふうな対応をなさっているのですか。それは、行政課の方にあがっているのですか。

総務部長

検証の結果というふうなことなんですけど、実際に運用している中では、3年

前に、当初、初めて指定管理を導入したときに、予想をして要綱等を作っていくわけなんですけれど、実際やってみると予想できなかったようなことも出てきます。こういったものについては、担当課と管理者との間で協議をしながら、調整をしながらやっていくというふうなことだと思います。それから「要綱にうたってあることをやってない」というふうなことにつきましても、その実際に要綱に載せてあったことが、実はそれだけの必要がなかったということもあると思います。たとえば「何回やらなければいけない」というふうなことで、実際にはそれだけのものは必要ないというようなことあるかと思いません。そこら辺も含めて所管課と管理者の間で協議をしながら運用したきたと、こういうことであったと思います。

新実祥悟

では、要綱には書いてあるけれど運用上不要な点については、省いたところもあると、そういうご答弁ですよね。そうしますと、たとえば、今後、新たに指定管理を受けようという方が、その要綱をどういうふうに通らえるのか、ということなんです。ちょっと、疑問に思うところもあるんですね。もちろん厳密にして「できない、できっこない」というようなものが載ってたとすれば、それはそれでしょうがないというか、その場で対応しなければならないと思いますが、ある程度その要綱に書いてあるなら、要綱に沿ったやり方でやっていただきたいなあと、これは率直に思うところです。

次にお尋ねしたいことは、検証結果は、所管課がもちろん持っておりますね。その検証結果を行政課の方に、もちろんあげてきていると思うのです。その取り扱いなんですけど、これは指定管理を選定する場合には、この資料というのは、更新施設の場合、この指定管理の選定委員さんにどういうふうにだされるか、ということをお尋ねしたいです。たとえば、「概ね大まかなところで、3年間通してこんなふうになりました」だとか、あるいは「年毎に、最初の1年目はこうでした、2年目はこうでした、3年目はこんなふうによくなりましたが、やっぱりだめでした」とかいろいろあるかと思うんですね。そのだし方、この取り扱いについて、どのようにお考えになっているか、お尋ねします。

総務部長

まず、実績報告の関係でありますけれども、毎年度、年度が終了した時点で、業者からは実績報告書というものが出来て参ります。それから担当課の方からは、管理運用状況報告書というものが、あわせて出てくるというふうなことでありまして、これにつきましては行政課と、議会の図書室でいつでも閲覧することができるようになっております。また、昨年は、初めて再度の募集と

ということで、3年間の実績で次の指定管理を行うというふうなものもあったわけですが、その時の取り扱いとして、3年間の総括表というものを提出していただいて、新たな選定をしていく際には委員さんたちにも、こういった総括表というものをお見せしながら、その実績がどうであったかというものを、まず委員さんに、その実績結果をご報告して「取り扱いに、問題があったとか、なかったとか」そういうことをご報告しながら、また新たな選定の会場では、そういう問題があったということをお聞きしながら、次の業者を選定していくと、こういう形になろうかと思えます。

新実祥悟

担当課としては、「そういう資料がちゃんと見えるようにしてある」と、「公開してある」ということと、それから、概ねのお話ですが、「ある程度、委員さんに出しておる」とそれを委員さん一人ひとりが、どういうふうに受け止めるかという所は、また別問題だと思いますが、とにかく、できれば、次に更新していくにあたって、ほんとにちゃんとした資料として、委員さんの判断できるような形で、「ここにありますから、そこで見といてください」みたいな事だけでなく、委員会の場にちゃんともっていただいて、「ご覧になってください」とそういうような形をとっていただければありがたいなあと、そういうふうに思います。指定管理につきましては、市民サービスの向上につながるということ、これがまず第一だと考えておりますので、今後も続けていっていただくことをお願いしまして、1番の質問を終わります。ありがとうございます。次に

2、環境と観光について、お尋ねします。

過日、三重県鈴鹿市のある市議員さんとお話をさせていただきました。そうしましたら、観光は「きれいな海一つでお客さんを呼べる」というふうなことをおっしゃっておりました。これはもとより私も、ほかの皆さまも、ご存知のことだというふうに思っております。当然、市当局も重々承知しているとは思いますが、しかし、事実として、現在あるものとしては、汚れた海がここに（蒲郡には）あると、これは事実として言い訳もできないというところだと思っております。

また5月24日（日）にエリカ・カップがラグーナで開催されました。そこでも、同じように茶色い海があったわけなんですよ。もしこの海に透明度が5mあったとしたら、もっと多くの人に海のレジャーということで、楽しんでいただけるんじゃないかなあと、改めて思ったわけです。

同様に、5月30日（土）に、これは市の方の活動ということですが、大塚の海岸清掃ということで、議員の皆さん、来本議員、飛田議員、私も蒲東の

P T Aの一員としてですけど、海岸清掃ということで、青少年健全育成活動が行われました。この中で子供たちも本当に一生懸命がんばってくれて、海をきれいにしたいという思いを、ひしひしと受けとめたわけなんですけど、これを何とかきれいにしなければならないというのは、私たち、この海を汚してきた私たちの年代の責務であるのではないかなあと、こういうふう考えているところです。そこで、

(1) 三河湾の環境改善について、お尋ねします。

ア、国、県の取り組みについて、ですが

三河湾にはヘドロがたくさん堆積していると聞きますが、これはどの程度でしょうか。また、それに対して国や県はどのような事業を行っているかをお尋ね致します。

産業環境部長

国、県の取り組みでございますが、国においては、豊かな生物環境の再生を目指しまして、海域環境創造事業（シーブルー事業）が実施されております。県と連携して三河湾口の中山水道浚渫の土砂を沿岸に溜まったヘドロに被せまして、干潟や浅場を造成しています。蒲郡では、西浦と三谷、竹島、形原、大塚、御津地区を含めて、平成3年から平成20年までに32.1億円をかけて実施してきました。

また、愛知県は、県単独事業で港湾水域環境整備事業として、三河港蒲郡地先における汚泥の浚渫を、平成15年度から毎年実施しております。こうした取り組みで、三河湾の底のヘドロの汚れを示すCODについては、改善が認められておりますが、赤潮、青潮の発生は横ばい状態で推移しております。また平成20年度から里海の再生プロジェクトが、産・学・官の連携で始まっており愛知県水産試験場では、おもにラグーナ蒲郡周辺海域の水質調査をしております。今後もこうした調査を経て、国や県が、三河湾の再生事業に取り組んでいただけることを期待しております。

新実祥悟

聞くところによりますと、シーブルー事業は三河湾内に干潟や浅場を39ヶ所、620ha造成した。そのうち蒲郡は7ヶ所（国、県合わせて）あるというふうに聞いております。重要なことは検証結果だと思っておりますが（ここでも同じですけど）検証したら好結果を得られたと、これはホームページに載っていました。その一例として、西浦地区における底質の状況が改善され、二枚貝やカニ・エビなどの生物が戻りつつあり、種類数も増加傾向にあると、こんなふうにして載っていたのですが、ここでは国の事業について突っ込んで質問させていただ

くということではないんですけど、たぶん良好な結果だったからこそ、国交省の方では70キロここから離れた矢作ダムから豊川河口に土砂を運んで、試験的に干潟を造ったり、また同じように、干潟の造成材を、三谷地区で実験して進めていると、あるいは、愛知県も三河湾里海再生（プロジェクト）推進プログラムというの、実証実験では行っていると、水産試験場によりますと、三河湾浄化に対して、まだ実験結果が出ておるわけではないということですが、矢作ダムの土砂が一番良いのではないかと、などというふうなお話も伺いました。ただ、三河湾というのを蒲郡は持っているわけですので、産業の発展を願っておるわけです。

イ、蒲郡市の取り組みについて

この産業の発展と同時に干潟造成をして、三河湾の浄化というのもしていただきたいというふうに思う中で、もちろん注意深く対応して頂きたいと思う中で、本市としての取り組みというのは、どういうふうなものをこれまでやっておいでになったか、これをお尋ねします。

産業環境部長

蒲郡市は、三河湾沿岸自治体の正会員9市7町と、三河湾に流れ込む河川の流域自治体協力会員8市7町1村および賛助会員、愛知県と共に、「とりもどそう美しい三河湾」をスローガンに三河湾浄化推進協議会豊川流域部会に属し、いろいろな取り組みを行ってきております。環境課においては、7月の「三河湾浄化週間」に市内の中学生、事業所の協力を得て、スーパーの店頭で啓発グッズとして水切りネットやキッチンペーパーを配布しながら三河湾浄化の呼びかけを市民に対して行っております。

また、三河湾環境講演会として、市内の小学生に、アウトドアタレント鉄崎幹人氏を招いて、児童・保護者を対象に海の生物を紹介しながら海の大切さのPRを行っております。

それと、春・秋2回のクリーンキャンペーン統一実践日には、三谷・海陽町海岸や春日浦海岸、竹島海岸、西浦海岸をメインに漂着ゴミ、散乱ゴミの回収をし、竹島海岸においては、例年、波で打ち上げられる腐敗して悪臭を発するアオサの回収作業も実施しております。また、干潮時に浅瀬のアオサが波で打ち上げられないよう、潮干狩りのアサリや干潟生物の環境を守るため、アオサの除去作業もあわせて実施しております。形原、春日浦地先の浅瀬においては、かつて美しかった三河湾に大量にあったアマモが、現在、ほとんど海岸から消えてしまっておりその再生をすべく、国、県の補助をいただきまして、アマモの移植作業を行っております。これらの取り組みにつきましては、効果を検証しながら今後も引き続き実施してまいりたいと思っております。

新実祥悟

ウ、三河湾沿岸市町の取り組みについて

本市の事業が多岐に亘っているということは感謝するところであります。そして、蒲郡市だけでも47Kmに及ぶ長い海岸線すべてに、もれなく継続的に事業展開するというのは、実際には難しいのかな、というふうにも思っています。翻ってみれば、三河湾すべての海岸線延長は400Km以上もあるそうです。ということは、海岸を持つそれぞれの市町の活動が非常に重要になってくるのではないかなあと思うのですが、そこで、先ほどのご答弁のにもありました、沿岸自治体等で設置されている三河湾浄化推進協議会というのがあるそうですが、こちらでの取り組みについてはどういうふうになっておりますか。

産業環境部長

三河湾浄化推進協議会の参加自治体の活動状況報告を聞いてみますと、どの自治体も海浜清掃活動や、イベントでのパンフレットや啓発品の配布、河川の水質調査や小中学校生対象の水生物調査などで、河川の汚れの状況を把握するなど、住民への啓発を主体とした活動を行っておるということでございます。

また、協議会に参加する自治体の3流域で組織する部会毎に、首長を筆頭としまして、国への要望行動を毎年実施しております。平成20年度の要望内容は、環境省へは、自治体の行う生活排水対策の積極的な推進と普及啓発活動の拡充、三河湾における水質汚濁機構の解明のための調査研究の促進、国土交通省へは、海岸環境整備事業の促進、閉鎖性海域における覆砂、汚泥浚渫などシブルー事業のさらなる促進を要望して参りました。

新実祥悟

ありがとうございます。きれいな海を取り戻すためには、陸からも海からも取り組まなければならない、これは当然のことだと思います。また、ご承知のとおり下水道の整備も重要な要素になっておるということでもあります。これは、質問しませんけど、下水道普及効果ということではいいますと、海水の透明度を高めるところにあるというふうに聞いております。ちなみに(参考までに)下水道普及率が、蒲郡市57.4%で非常に低いと、愛知県69%、国は平成19年末で71.7%というふうに聞いております。今はもっと上がっているかなあとも思いますが、絶好調といわれた愛知の経済状況(今はだめですけど以前は)そういう中で、国よりも低いという状況で、本当に「何をやってきたのかなあ」と、疑問に思うところもあるのです。海水浄化に関して言いますと、一番効果があるのは、実際には下水道もそうなんですけど、干潟だということも聞いておりま

す。1970年代から、埋め立てに係る消えた干潟が1,200haあるということで、浄化能力でいうと、大きく見積もっての話ですけど、40万人分くらい近くあるというようなお話も聞きました。また、巷で言われる外海との海水交換については、三河湾が三河湾であり続ける以上は、今の状態が一番良いのだと、こういうお話もききました。

「もし、渥美半島に運河を建設したらどうなるか」

- ・塩分上昇による湾内の干潟生物の死滅と海水浄化の減退、それから、
- ・外海の無機物流入による植物プランクトンの増加と、それに伴う赤潮の発生、
- ・沿岸漁業への壊滅的打撃、

このようなことが想定されて、求めるものとは逆になってしまうのではないかと、こういうようなお話も伺いました。そうしますと、市、当局に求めることはといいますと、下水道の普及促進ですとか、ヘドロの浚渫、港湾整備と並立した干潟の造成を、国や県に今後も協議会を通じてですけど、市単独でも要望して頂ければありがたいと、このように思います。是非よろしく願います。次の質問に移ります。

(2) 三河湾・伊勢湾広域観光について、お尋ね致します。

これは、先日の議会の中で、野崎議員の質問もありましたので、一部省略させていただきますところもあります。まず、5月18日に開催された「女性による観光サミット」の際に、本保芳明観光庁長官による「日本政府の観光戦略について」というご講演を拝聴しました。興味深いお話でしたので、以下順次お尋ね致します。

ア、観光圏整備計画について、

観光圏、広域観光というものは、どういうものなのでしょうか。まずここからお尋ねします。

産業環境部長

競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、複数の観光地を連携させて、観光客の来訪回数だとか滞在日数の拡大を目指して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏を形成することだと思っております。

新実祥悟

では、この計画に基づいて、今、動いている地区というのはいくつあるか。あるいはまた、そこでどのようなことをしているのでしょうか。

産業環境部長

平成21年4月22日現在の観光圏整備計画認定対象地域でございますが、

全国で30箇所あります。このうち今年度の補助案件は、29地域であります。いろいろと地域ごとに特色があるわけですが、事業内容、近隣の浜名湖観光圏においては、女性グループへの「浜名湖 食美人・花美人」プラン、熟年夫婦への「文化が香る歴史発見の旅」等のプランがございます。

新実祥悟

いろいろなプランがあるということなのですが、では、本市の場合も観光圏の整備実施計画というものの、これの認定を受けていく、そういう予定であるということでしょうか。

産業環境部長

蒲郡市も今、認定を受けるべく準備を進めておる状況でございます。ただし、地方自治体、観光団体、農林水産団体、商工業団体、NPOなど幅広い関係者の参加が必要でありまして、市、単独では申請できないということで、現在、広域協議会と連携を図って準備を進めております。

新実祥悟

今、準備中ということなのですが、もしこれ認定された場合どんな利益が受けられるか、お尋ねします。

産業環境部長

認定された地域が実施する事業に（決まった事業でございますが）補助率40%の補助金がございます。補助対象事業は大きく分けて9項目あります。宿泊魅力向上事業、観光圏イベント開発事業、観光圏商品企画開発・販売促進事業、観光圏体験・交流・学習プログラム開発事業、観光圏人材育成事業、等々あります。概ね9、あるわけですが、その他に、大臣認定による特例措置としまして、旅行業法の特例だとか、運送業法関係の手続き緩和の特例がございます。また、ハード連携としまして国土交通省や農林水産省の補助金が優先的に受けられる、そういったメニューもあります。

新実祥悟

いろいろな事業ということで、補助等、受けられるということなのですが、こういった事業をやるのに、一定の期間があるのかなあというような印象もあるのですが、そういった期間というのは限定されているのですか。

産業環境部長

事業計画期間は5年間でございます。

新実祥悟

5年間ということですね。そのプログラムを立てて、実施をして、あるいは実施計画の見直しもあるのかなぁと思いますけどそういうことをやりながら、成果を上げるという一連の作業をすばやくやっていくというところでは、非常に時間が足りないような印象もあるのですが、それはそれとさせていただきます。ところで、観光圏という枠組みを作った場合、下手をすると蒲郡が埋没してしまう可能性もあるんじゃないかというような危惧もあるんですね。ですから、その枠を組む前に「蒲郡って何」と言う自己認識をしなければならない、あるいは「どういうものを売っていくんだ」ということで、それを考えなければならないと思うのですが、本市の観光の特質について、どのようにお考えになっているか、お尋ねします。

産業環境部長

一般によく言われるのは、「海の待ち蒲郡」と言われまして、潮干狩り、海水浴、シーカヤック、ヨットクルージング体験など海を観光資源としたものが、一番大きな特徴だと思っております。海の軽井沢構想から作られましたラグーナ蒲郡も本市の売り物の一つであると思えます。また、愛知県で有数の宿泊施設を持つ蒲郡市は、移動時間が2～3時間圏内では、蒲郡市のこれも観光資源の一つではないかと捉えております。

新実祥悟

その次に、お尋ねしたかったことは、広域観光ということでお尋ねしたかったのですが、もし、三河湾・伊勢湾の広域観光ということになりますと、売り物が海ばかりになってしまうのではいけないか、という心配があります。先ほど環境ところで質問させて頂いたのですが、今の蒲郡の状況では、海というものでは、本当に太刀打ちできないのではないかと、というような思いもあるのです。それも、5年で結果を出すというふうになると、5年間で海がきれいになるというのはなかなか、私も難しいのではないかと考えておるのですが、野崎議員の質問にあったところですが（多少省かして頂きますが）

ウ、全三河広域観光連携について

野崎議員のご答弁でいきますと、東三河の広域観光協議会ですとか、西三河の方でも三河観光ネットワーク協議会というのがあるそうで、こちらにも声をかけてくださった、というお話は伺いました。これはこれで期待していくとこ

るのですが、先ほどいいましたように、観光のスポットを広域で考えていく場合に、物語を作っていく必要があるんじゃないかなあというふうに思うのです。たとえば、完全に自然の連携ということで、山の方の茶臼山ですとか、川でいけば桜淵ですとか、海はラグーナですとか、そういうようなものですとか、徳川家康ということで岡崎城から家康に負けた神之郷のお殿様だとか、そういうのも組んでもいいのかなあ、そういうふうに物語を作って、それで観光開発というのもやっていただければ、これは一つ楽しいものができるんじゃないかなあというふうに思っております。これは単純にお願い、お話をさせていただくだけにさせていただきます。ありがとうございます。次に。

エ、東港埋立土地利用の全三河市町広域検討について、お尋ね致します。

喚田議員の質問にもありました、東港埋立地は暫定利用ということなのですが、私としては、ここも観光でどのように使えるかということでお尋ねしたいのですが、まずその前にインナーハーバー計画というのが昨年度改定されたということで、このインナーハーバー計画の改定結果がどういうふうになっているかお尋ね致します。

企画部長

昨年度、財団法人ウォーターフロント開発協会の助成を受けまして、インナーハーバー計画を改定する検討調査を行ったところであります。これには、国や県のご意見のほかに、港湾に関連する団体や、教育委員会のご協力によりまして、市内の小中学生からもヒアリングを行いまして、インナーハーバーエリアのあるべき姿、それから活用のアイデアをいただき、それを踏まえてまとめたものであります。

従来のインナーハーバー計画は、アメリカズカップ挑戦を前提としたものでありまして、それがなかなか難しいという状況になってまいりまして、最近では中部地方整備局から「みなとオアシス」の登録認定をいただきまして、賑わいの空間としての位置づけがされておるところであります。

また一方、防災拠点としても「みなとオアシス」の主要機能として位置づけがされておりまして、災害時への対応も求められているところであります。

そこで、みなとオアシスの機能やヒアリング内容を踏まえ、インナーハーバーエリアを、海洋レジャーの拠点、防災の拠点としての位置づけを鮮明にしまして、現実に即した内容としましてとりまとめているところであります。

インナーハーバーエリアは、港、海際への入り口としてたいへん重要なエリアというふうに考えております。厳しい財政状況ではありますが、特色あるまちづくりも重要というふうに思っておりまして、「海のまち蒲郡」の実現に向けて、努力してまいるといふ考えでおりますのでよろしくお願いしたいと思います。

す。

新実祥悟

今のご答弁で「想いのたけ」というのがわかりました。今回のインナーハーバー計画改定が観光に関係ないわけではないけれど、本来計画を逸脱するほど観光に主眼を置いたものでもないというふうにご答弁だというふうに（改定だというふうに）理解します。

また、あくまで東港の利用方法については東港活用検討委員会で議論されたものが全てであるというようなことでも、そういう了解の仕方でもいいのかな、というふうに思っております。

それでは、観光圏という視点に立ってお尋ねするのですが、東港埋立地の利用についてですが、三河湾沿岸市町の広域での検討というのができるかどうか、これをお尋ね致します。

企画部長

整備につきましては、蒲郡市ならびに関係される方々が責任持って検討していくというところかと思いますが、出来上がったものにつきまして広域で活用していくことは十分ありえるかと思っております。

新実祥悟

広域で活用していくということでしょうけど、実際に東港を蒲郡市だけで何とかできるのかと考えた場合、本当にお金の面だけで考えても膨大なお金がかかるんじゃないかというふうに思うのです。

たとえば、100億ですむのか、もっとかかるのか、もっと安く済むのか、その辺わかりませんが、やることによっても変わってくると思います。

ですから、昨日の喚田議員の質問にもありました。「広域で考えたらどうですか、広域ってどういうことですか」ということがあったんですね。そのことも踏まえて、これからは本当にいろいろなことを広域で考えていかなければいけないのではないかなあとこんなふうに思うところです。

実は先ほど指定管理お話もさせていただきました。博物館についても単純に博物館だけではなくて、市民会館、あるいは体育センターこういったところも耐震化もなっていない、毎年修繕費がかかるこれは事実としてあるわけです。こういったものをじゃあ、「新しくしましょう」ということになるかどうかなんです。その蒲郡市、一市で、実際には非常にそれも難しいのではないかなあと思っております。

もちろん単純に広域とって、じゃあ豊橋が蒲郡のためにお金を出してくれ

るかという、そういうようなことにはならないということも承知しております。

道州制ですとか、合併ですとかいろいろあるかとは思いますが、そういう中で、これは東港も含めてですが、本当に広域でしっかりと連携して、検討していただきたいなあと、こういうふうに考えます。これは、私の思いとしてお話をさせていただきだけに致します。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。